

河川等の公共施設整備に併せた街並み・まちづくりの推進について

～街並み・まちづくり総合支援事業の創設～

街並み・まちづくり総合支援事業の創設

建設省では、地域ニーズに応じた、全体として市民共有の優れた街並みを形成することを目的として、地区計画等を活用し、公共施設と建築物の調和した美しい街並みの形成と個性・創意工夫を活かしたまちづくりを推進するため、「街並み・まちづくり総合支援事業」を創設することとした。その内容は以下のとおりである。

事業内容

(1)対象地区

街路・公園・区画整理・再開発等の基幹的な事業の実施に併せ、地区の特性を活かしつつ全体として市民共有の優れた街並みの形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区で、次の各号の掲げる条件に該当するもの

- ①基幹的な公共施設、地区施設及び建築物等に関する総合的・一体的な整備に関する計画（街並み・まちづくり総合計画）が市町村により策定されているもの
 - ②地区の全部もしくは枢要部分を含む相当の区域について、地区計画その他の規制・誘導措置が講じられるまたは講じられることが確実と見込まれるもの
 - ③おおむね5ヘクタール以上の規模を有すること（ただし、人口集中地区内にあっては、1ヘクタール以上とする）
- (2)支援対象

①街並み・まちづくり支援施設整備事業

街並み・まちづくり総合計画に位置づけられ、優れた都市生活空間の形成に必要なきめ細かな施設（街並み・まちづくり支援施設）の整備などに対し、メニュー補助方式を基本とした補助を行う。（表1参照）

表1 補助メニュー

一般メニュー（限度額内・自由選択）		特別メニュー（特定地区内）
I. 地域生活基盤施設 1. 地区公共施設 ①道路 ②公園 ③緑地 ④広場 2. 地区交通施設 ①駐車場 ②駐輪場 3. 空間創出施設 ①多目的広場 ②公開空地 4. コミュニティ施設 ①集会所 ②情報板	II. 高質空間形成施設 1. 景観形成施設 …景観形成のためメニューIまたはIIIの施設に付帯整備されるものに限る。 〔施設例〕 ●植栽・緑化施設 ●せせらぎ・カスケード ●カラー舗装・石畳 ●照明施設 ●ストリートファニチャー・モニュメント 2. 景観改善施設 ①電線類地中化 ②共同テレビ障害防除施設・地域冷暖房施設 3. 福祉空間施設 …弱者対策のためメニューIまたはIIIの施設に付帯整備されるものに限る。 〔施設例〕 ●歩行支援施設 ●障害者誘導施設	III. 高次都市施設 1. センター施設 新たな都市拠点として整備する地区 ●地域交流センター ●高度情報センター ●複合交通センター 広域的な再開発の実施が確実な地区 ●アーバンマネジメントセンター 3. 人工地盤等 ①新たな都市拠点としての整備地区 ②商業地や交流の拠点となる地区 ③道路・鉄道等による分断地区等 ●人工地盤 ●立体遊歩道 3. 都市廃棄物処理新システム 都市の美化、衛生の向上を図り、都市計画事業として実施する地区 ●都市廃棄物処理新システム

②街並み・まちづくり支援基盤整備促進事業

街並み・まちづくり総合計画等に位置づけられた道路、公園、下水道等の公共施設の計画的、重点的整備を図るために、通常事業に加え別枠の予算によりこれらの公共施設の整備に対し補助を行う。

③街並み・まちづくり特定事業調査

街並み・まちづくり総合支援事業の円滑な実施を図るためのまちづくり基金を活用したまちづくり活動支援に関する調査、及び特定の地区における街並み・まちづくり総合

支援事業の活用等に関する調査について補助を行う。

(3)補助率

- ・街並み・まちづくり支援施設整備事業費補助…1/3
- ・街並み・まちづくり特定事業調査費補助…1/3
- ・街並み・まちづくり支援基盤整備促進事業…通常事業の補助率

(4)施行者

地方公共団体、公団、公社、第3セクター、民間事業者等

街並み・まちづくり総合支援事業のしくみ

